

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉設置変更許可申請
〔S T A C Y (定常臨界実験装置) 施設等の
変更〕の概要について

令和2年4月
原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所
所 在 地 茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4

(3) 変更の内容

昭和63年10月7日付け63安(原規)第409号をもってSTACY施設の設置の許可を受け、これまでに設置変更許可等を受けた国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置許可申請書のうち、STACY(定常臨界実験装置)施設等に関する次の記載の一部を改めている。

五、試験研究用等原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

七、試験研究用等原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及び年間
予定使用量

八、使用済燃料の処分の方法

(4) 変更の理由

(ア) STACY施設の変更

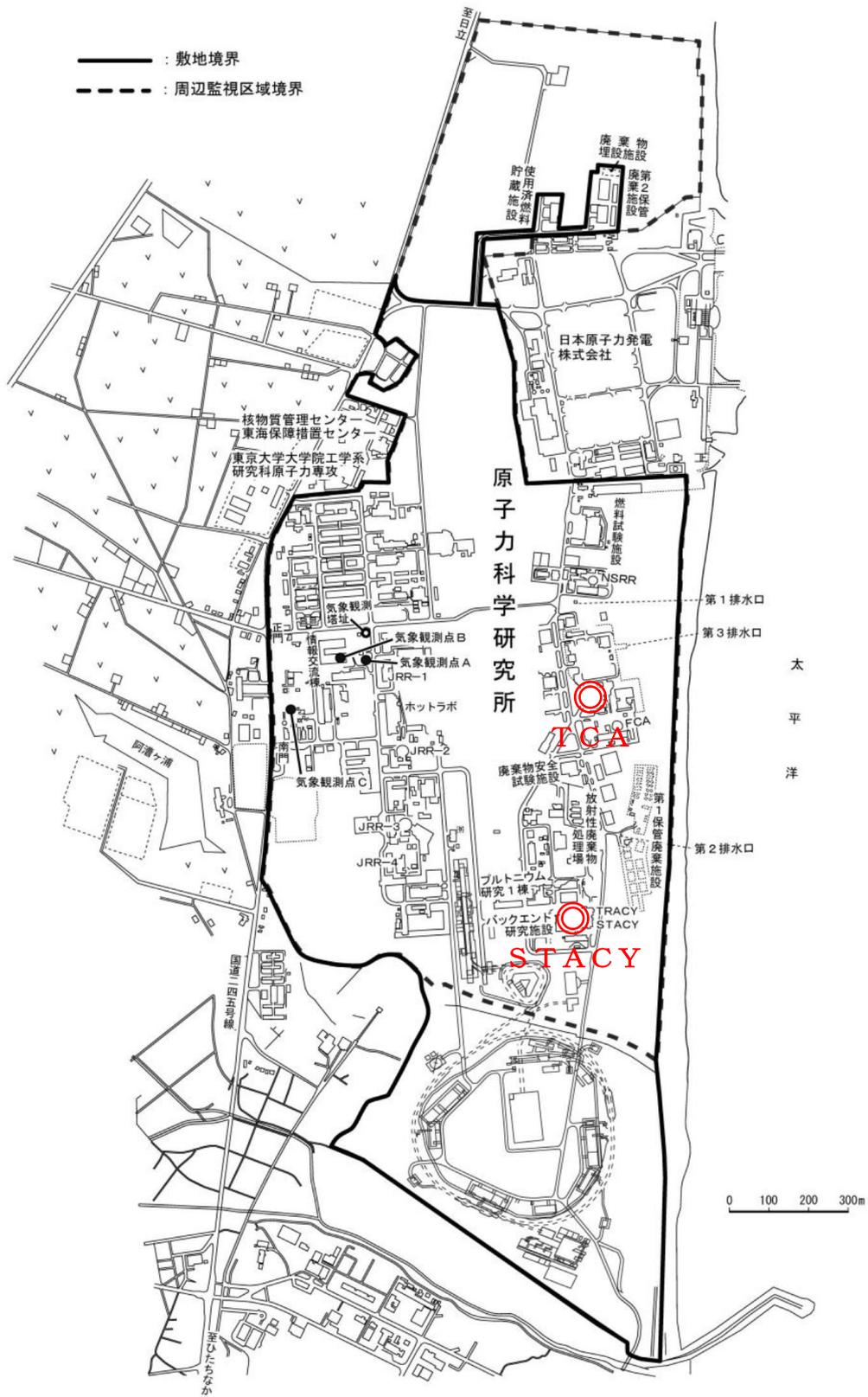
STACY施設について、TCA(軽水臨界実験装置)施設の使用済棒状燃料を貯蔵するため、使用済棒状燃料貯蔵設備を設ける。

(イ) 使用済燃料の処分の方法の変更

TCA施設の使用済燃料の処分の方法を変更する。

(ウ) 敷地境界及び周辺監視区域の一部変更

隣接事業所である日本原子力発電株式会社の東海第二発電所に対して「日本原子力発電(株)による原科研敷地の利用に係る覚書」に基づき、原子力科学研究所の敷地の一部を貸与することとしたため、事業所北側の敷地境界及び周辺監視区域境界を変更する。



参考図 原子炉施設の位置図